

C. 山口大学イコール・パートナーシップ委員会 規則

(設置)

第1条 山口大学に、山口大学イコール・パートナーシップ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、基本的人権の擁護と男女共同参画社会の実現に向けて、山口大学のすべての構成員が個人として尊重され、差別やハラスメントのない快適な環境において学び、教育・研究し、働くことができる大学づくりのための対策等を検討、実施することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 人権擁護及び人権侵害の防止等の啓発に関すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止及び対策に関すること。
- (3) 差別や偏見等に起因する苦情の相談及びその救済に関する対策並びに個々の苦情に対する事実確認及び調査に関すること。
- (4) 具体的な啓発及び対策の実施状況等の調査に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部及び医療技術短期大学部から選出された教官各1名
 - (2) 事務系職員のうちから選出された男女各4名
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部人事課及び学務部学生生活課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成11年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に選出される改正後の第4条第1項各号の委員の一部は、改正前の第4条第1項各号により選出された現に在任する委員をもって充て、その任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 3 第4条第1項第1号の委員の選出については、選出された教官が男女同数となるよう、委員会において事前に調整するものとする。